

## ○教学改革推進会議規程

(2017年2月15日 制定)

(目的)

**第1条** この規程は、自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の見直しを継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築することにより、教育研究の質の保証及び向上を推進することを目的とする。

(教学改革推進会議)

**第2条** 前条の目的を達成するために、全学的な内部質保証を推進する組織として、本学に教学改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、大学院研究科、学部及び教学部門（以下「各組織」という。）における内部質保証を統括する。

(推進会議の所管事項)

**第3条** 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 内部質保証の基本方針及び手続に関する事項
- (2) 自己点検・評価の総括、改善・改革の策定及び計画の推進に関する事項
- (3) 各組織が改善・改革を行う際の支援及び調整に関する事項
- (4) その他、内部質保証に必要な事項

(推進会議の組織)

**第4条** 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 各研究科長
  - (4) 各学部長
  - (5) 各教学部長
  - (6) 事務局長
  - (7) 事務局次長
  - (8) 総合企画部長
  - (9) 学長室長
- 2 推進会議に委員長を置き、学長をもって充てる。

(委員の任期)

**第5条** 推進会議の委員の任期は、その役職の任期とする。

(推進会議の運営)

- 第6条** 推進会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する者が職務を代行する。
  - 3 推進会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 4 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(内部質保証の手続)

- 第7条** 内部質保証の手続は、推進会議が定める方針等に従って、各組織がその所管事項について実施する。
- 2 各組織は、毎年度の計画、実施、自己点検・評価、改善・改革の状況について、推進会議に報告するものとする。
  - 3 推進会議は、名古屋学院大学自己点検・評価規程第18条の規定に基づき、各組織の点検評価を踏まえ、全学的な観点で改善・改革の方策を立案し、各組織に明示するものとする。
  - 4 推進会議は、前項の立案に当たり、大学協議会、理事会及び監事の意見を徴するものとする。
  - 5 推進会議は、第3項に基づき、各組織が教育活動の有効性を検証し、その検証結果を踏まえ改善・改革を行う際の支援及び調整を行うものとする。

(所管)

- 第8条** この規程の所管は、学長室とする。

(雑則)

- 第9条** この規程に定めのない事項については、推進会議の委員長が推進会議の同意を得て、これを定めることができる。

(改廃)

- 第10条** この規程の改廃は、推進会議及び大学協議会の議を経て学長が決定する。

**附則1** この規程は、2017年4月1日から施行する。

**附則2** この規程は、2018年12月19日改正、2018年12月19日から施行する。

**附則3** この規程は、2019年6月19日改正、2020年4月1日から施行する。

**附則4** この規程は、2020年6月17日改正、2020年6月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。